

労働者派遣法に基づく情報提供について

労働者派遣法第 23 条第 5 項、同法施行規則第 18 条の 2 により、労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合（「マージン率」）等を、情報提供いたします。

○ 令和 6 年度 マージン率：34.4%

* 期間；令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 31 日

* マージン率には、派遣元事業者として会社が負担する様々な経費が含まれています。
（社会保険料や雇用保険料、事業運営費や営業活動費用、福利厚生費、研修費等）

ジャパンホールディングス株式会社
派 09-300423

労働者派遣法第 23 条第 5 項による派遣事業所ごとの情報提供

1. 令和 7 年 6 月 1 日付け派遣労働者の数 : 201 人
2. 令和 6 年度 派遣先事業所数 (実数) : 93 件
3. 令和 6 年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額(8 時間 全業務平均) 11024 円
4. 令和 6 年度 派遣労働者の賃金の額の平均額(8 時間 全業務平均) 16805 円
5. 令和 6 年度 マージン率 34.4 %
6. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

* 自宅や空き時間を活用できる e ラーニングとなります。

教育訓練	対象となる 派遣労働者	訓練の方 法	訓練費用負 担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
入社研修 ・ ビジネスマナー講座 ・ 心構え 等	派遣入職者	OFF-JT	無償	有給
品質教育 ・ 品質管理（初級） ・ 生産管理基礎 ・ 作業管理（基礎） ・ 品質管理（中級）	派遣就労中 の者			
コミュニケーション ・ ヒューマンスキル講座 ・ コミュニケーション法 等				
生産性向上 ・ 生産現場管理の基本				
リーダーシップ ・ マネジメント講座 等				

・ キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口：本社キャリア・コンサルティング担当 電話番号：0285-31-0215

7. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項 (福利厚生など)

- ・ 社会保険適用事業所、労働保険適用事業所

8. 派遣労働者の待遇の決定に係わる労使協定

- ・ 労使協定を締結している (協定書の有効期間の終期 令和 8 年 3 月 31 日)
- ・ 協定労働者の範囲：製造業務、事務業務、物流業務、営業販売業務、その他

ジャパンホールディングス株式会社 派 09-300423